

紀美野町のかみふれあい公園における出店事業者募集要領

1 目的

紀美野町のかみふれあい公園において、事業者による飲食物及び物品等の販売をすることで、公園の魅力向上及びにぎわい創出を図ることを目的とする。

2 出店概要

- ① 出店場所：のかみふれあい公園（紀美野町西野 971 番地 1）
- ② 出店料金：1㎡あたり 1 日につき 600 円（例：出店 1 区画 2m×5m 6,000 円）
- ③ 販売物：物品、飲食物等（酒類可）
- ④ 出店期間：公園開園日（火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始を除く）
- ⑤ 出店時間：9 時～17 時

* 上記時間は、準備、撤去の時間を含むものとする。

3 出店資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ① 当該施設地域(海草地域)で営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。

* 飲食物の販売を行う場合は、食品衛生責任者の資格を有するもの。

- ② 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。

- ③ 次に掲げる者は出店できません。

- ・ 未成年者
- ・ 破産者であって復権していない者
- ・ 社会問題を起こしている業種又は者
- ・ 町税を滞納している者
- ・ 集团的又は常習的に暴力不法行為を行う恐れがあると認められる者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者

- ④ 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める業種及び者

- ⑤ 次に掲げる飲食物等は出店できません。

- ・ 公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、並びに不適切な商品、サービスを提供

する者

- ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
- ・消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ・前3項に掲げるもののほか、町長が不適切と判断した商品を出店するもの

⑥「遵守事項」に規定する事項を遵守できる者

4 遵守事項

搬入搬出・出店

- ① 公園施設内の設備の利用については、下記のとおりとする。
 - ・紀美野町のかみふれあい公園条例(平成18年条例第139号)別表(第7条関係)(以下「**条例別表という。**」)に規定する「物品の販売、出店その他これに類するもの」(例:移動販売車、ブース出店等)の場合、水や電気の使用は原則不可とし、全て出店者が用意するものとする。
 - ・条例別表に規定する「展示会、博覧会、催しその他これらに類するもの」(例:フリーマーケット、展示販売会等)の場合、水や電気の使用は可能とする。ただし、催し全体で使用する電力が20Aを超える機器の使用は不可とする。
- ② 出店箇所付近にゴミ箱を設置し、ゴミは全て事業者で持ち帰り、適切に処分すること。
- ③ 施設内で排水はできないため、ゴミと一緒に持ち帰ること。
- ④ 出店箇所の清掃等を行い、原状回復をすること。
- ⑤ 搬入搬出時は、公園利用者に十分注意すること。
- ⑥ 喫煙は、指定場所以外で行わないこと。
- ⑦ 移動販売車の場合は、決められた舗装路のみ走行し、芝生広場内には乗り入れないこと。
- ⑧ 出店事業者は、雨天等でやむを得ず出店を中止する場合は、必ず事前に紀美野町役場産業課に連絡し、許可を得ること。無断で出店を中止した場合、今後出店する際には審査が通らない場合がある。
- ⑨ 出店事業者は、公園施設の損傷及び提供する飲食物の食中毒等による損害賠償等について責任を持って対処すること。
- ⑩ 出店物の盗難、破損及び紛失について、のかみふれあい公園は一切責任を負わない。
- ⑪ 出店事業者は、町が実施するアンケートに協力すること。

衛生・安全

- ① 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。
- ② 食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、衛生・安全等に対して万全の態勢を整えること。
- ③ 食品等を扱う場合は、食品衛生責任者の氏名を、販売所等の見やすい場所に掲示すること。
- ④ 火器を使用する場合は、消火器具を準備し、防火対策を適切に行うこと。

5. 出店申請

申請から出店までの流れは、下記のとおりとする。

公園空き状況の確認→必要書類の提出→審査→(約 1 週間程度)→結果通知→出店

①申請日について

出店希望日の3か月前から10日前までに申請すること。

②公園の空き状況確認

のかみふれあい公園に直接電話し、出店を希望される日にちの空き状況を確認すること。

③提出書類

	飲食物以外の販売	飲食物の販売	移動販売車
のかみふれあい公園利用申請書（別添1）	○	○	○
事業概要書（別添2） (販売物、販売数量等が記載されたもの)	○	○	○
営業許可書の写し	○	○	○
食品衛生責任者証の写し		○	○
車検証の写し			○
移動販売車の写真(車幅、全長を記入)			○
誓約書	○	○	○
その他営業に要する許可書等(古物商許可等)	必要に応じて提出		

④提出方法

持参、郵送、Eメール

⑤提出先

紀美野町役場 産業課（〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287 番地）

TEL : 073-489-5901 FAX : 073-489-2510 Eメール : sangyo@town.kimino.lg.jp

⑥審査及び結果通知

申請書類をこちらで審査（審査には約 1 週間程度を要する。）

審査の結果は文書にて通知を行う。

出店誓約書

紀美野町長 殿

紀美野町のかみふれあい公園における出店事業者募集要領の内容を理解し、次の事項を厳守することを誓約します。

1. 出店許可区域の具体的な位置は、運営上支障のないよう公園管理者の指示に従います。
2. 指定された区域外での出店を行いません。
3. 出店時間を厳守します。
4. 出店により出たゴミについては責任をもって必ず持ち帰ります。
5. 公園施設内で排水は行いません。
6. 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守ります。
7. 火器を使用する場合は、消火器具を準備し、防火対策を適切に行います。
8. 公園利用者の安全に配慮します。
9. 公園施設の損傷及び提供する飲食物の食中毒又、販売物品等に起因する損害賠償等については全て責任を持って対処し、ふれあい公園並びに紀美野町役場には一切ご迷惑をおかけしません。
10. 申請書記載以外の商品等は販売しません。
11. 無断で出店をキャンセルすることはしません。
12. 出店の権利を第三者に譲渡及び貸与しません。
13. 自己又は自社の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）
 - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ・暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

住所

氏名